

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 保険年金課

許認可等の内容		ひとり親家庭医療費受給資格者証の交付決定
根拠法令等及び条項		栃木市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第3条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審 査 基 準	根拠条項	栃木市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第3条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市ひとり親家庭医療費助成に関する条例抜粋 (助成対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、ひとり親家庭の親と子であって、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、次のいずれかに該当し、かつ、受給資格者証に助成対象者として記載されているものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者(国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者を除く。)</p> <p>(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者となる者</p> <p>(3) 市内に住所を有していたと認められることにより、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者</p>	